

# 官報

号外 昭和四十九年二月七日

## 第七十二回 衆議院會議録 第十一号

昭和四十九年二月七日(木曜日)

議事日程 第十号

昭和四十九年二月七日

午後一時開議

第一 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(第七十一回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(第七十一回国会、内閣提出)

午後一時四十分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(第七十一回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案を議題といたします。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、学校教育が次代になう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置を講ずることを目的とする。

ついで特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長稲葉修君。

2 この法律において「教育職員」とは、校長及び教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第二条第一項に規定する教員をいう。

〔稲葉修君登壇〕

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準と比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

○稲葉修君 ただいま議題となりました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四条 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行わなければならない。

本案の要旨の第一は、この法律は、学校教育が次代になう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

附則

第二は、義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準と比較して必要な優遇措置が講じられなければならないこととし、この趣旨にのっとり、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な勧告を行わなければならないこと。

1 この法律は、公布の日から施行する。

第三は、国は、義務教育諸学校の教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現につとめるものとする。

2 国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。

第四は、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である義務教育諸学校の教育職員について、遅くとも昭和四十九年一月一日から同条に定める優遇措置の計画的実現のための給与の改善が行なわれるように必要な勧告をしなければならない。

3 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行わなければならない。

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

理由

学校教育が次代になう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、すぐれた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講ずるための特別の措置を定めること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

第五は、この法律は、公布の日から施行すること。

昭和四十九年二月七日 衆議院會議録第十一号 朗読を省略した議長長の報告

であります。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後一時九分散会

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

○朗読を省略した議長長の報告

(政府委員退任)

一、去る一月二十五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一月二十一日付をもって郵政大臣官房電気通信監理官牧野康夫は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る一日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、科学技術庁計画局長澤榮一は一月二十五日付をもって、また資源エネルギー庁石炭部長佐伯博蔵及び高等海難審判庁長官早川典夫は一日付をもってそれぞれ退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、五日付をもって科学技術庁長官官房長半田口道夫は科学技術庁原子力局長に任命され、科学技術庁原子力局長田宮茂文は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る一月二十五日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

郵政大臣官房電気通信監理官 佐野 芳男  
一、去る二日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

科学技術庁計画局長 安尾 俊  
資源エネルギー庁石炭部長 高木 俊介

高等海難審判庁長官 愛澤 新五

一、去る五日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

科学技術庁原子力局長 半田口道夫  
(政府委員任命)

一、去る一月二十六日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一月二十五日議長において承認した佐野芳男を一月二十六日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る四日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二日議長において承認した安尾俊外二名を去る四日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、五日議長において承認した半田口道夫を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る一月二十六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 澁谷 直蔵君(理事大野明君去る十二月十日委員辞任につきその補欠)  
理事 田中 武夫君(理事阪上安太郎君去る十二月十日委員辞任につきその補欠)

理事 林 百郎君(理事中島武敏君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 小林 進君(理事辻原弘市君去る一月二十六日理事辞任につきその補欠)

一、去る一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 増本 一彦君(理事荒木宏君去る一日理事辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 嶋崎 讓君(理事長谷川正三君去る一日理事辞任につきその補欠)

社会労働委員会

理事 石母田 達君(理事寺前巖君去る一日理事辞任につきその補欠)

一、去る五日、運輸委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 三浦 久君(理事梅田勝君去る五日理事辞任につきその補欠)

一、昨六日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 澁 徹郎君(理事熊谷義雄君昨六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 澁谷 徹郎君(理事熊谷義雄君昨六日理事辞任につきその補欠)

議院運営委員

高島 修君 補欠

村岡 兼造君 高島 修君

村岡 兼造君 高島 修君

一、去る一月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

受田 新吉君 補欠

安里積千代君

一、去る一月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

林 百郎君 補欠

谷口善太郎君

林 百郎君

社会労働委員

坂口 力君 補欠

矢野 絢也君

予算委員

谷口善太郎君 補欠

青柳 盛雄君

田代 文久君

坂口 力君

谷口善太郎君

不破 哲三君

決算委員

田代 文久君 補欠

不破 哲三君

田代 文久君 補欠

不破 哲三君 田代 文久君

田代 文久君

一、去る一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

林 百郎君 補欠

谷口善太郎君

文教委員

有島 重武君 補欠

阿本 富夫君

予算委員

阿部 昭吾君 補欠

石橋 政嗣君

青柳 盛雄君

田代 文久君

有島 重武君

玉置 一徳君

塚本 三郎君

阿部 昭吾君

不破 哲三君

決算委員

田代 文久君 補欠

不破 哲三君

田代 文久君

懲罰委員

石橋 政嗣君 補欠

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君 石橋 政嗣君

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

矢野 絢也君 補欠

坂口 力君

矢野 絢也君

坂口 力君

玉置 一徳君 補欠

小平 忠君

玉置 一徳君

小平 忠君

坂口 力君 補欠

矢野 絢也君

玉置 一徳君

田代 文久君

小平 忠君

塚本 三郎君

阿部 昭吾君

不破 哲三君

田代 文久君

不破 哲三君

田代 文久君

赤澤 正道君 補欠

小坂善太郎君

赤澤 正道君

阿本 富夫君 補欠

有島 重武君

坂口 力君 補欠

矢野 絢也君

坂口 力君

小坂善太郎君 補欠

塩谷 一夫君

坂口 力君

有島 重武君 阿本 富夫君

中村 弘海君 補欠

赤澤 正道君

坂口 力君

矢野 絢也君 補欠

坂口 力君

近江巳記夫君 補欠

矢野 絢也君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君 補欠

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

坂口 力君

昭和四十九年二月七日 衆議院會議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

商工委員

辞任 矢野 絢也君 補欠 近江巳記夫君

予算委員

辞任 安里積千代君 玉置 一徳君  
近江巳記夫君 坂口 力君  
玉置 一徳君 安里積千代君

予算委員

辞任 青柳 盛雄君 不破 哲三君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 大久保直彦君 補欠 矢野 絢也君

大蔵委員

辞任 荒木 宏君 補欠 田代 文久君

文教委員

辞任 深谷 隆司君 愛野興一郎君  
高橋 繁君 新井 彬之君  
愛野興一郎君 深谷 隆司君  
新井 彬之君 高橋 繁君

社会労働委員

新井 彬之君 高橋 繁君

建設委員

辞任 矢野 絢也君 補欠 坂口 力君

予算委員

辞任 新井 彬之君 高橋 繁君  
高橋 繁君 新井 彬之君

(理事補欠選任)

一、去る一月二十五日、物価問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 加藤 六月君(理事坂村吉正君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

一、去る一日、物価問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山下 元利君(理事倉成正君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、交通安全対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 平田 藤吉君(理事紺野与次郎君昨六日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員  
辞任 坂村 吉正君 補欠 加藤 六月君

石炭対策特別委員

辞任 瀬野栄次郎君 補欠 鬼木 勝利君

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

昭和四十九年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第

七十八条により承認を求め。

昭和四十九年一月二十六日

予算委員長 荒松清十郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(議案提出)

一、去る一月二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法律案(山田耻目君外四名提出)

一、去る一月二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

一、去る一月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

印紙税法の一部を改正する法律案

一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

総理府設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

物価問題等に関する特別委員会の強化に関する決議案(稲葉次郎君外八名提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十七年度特別会計予算總則第十条に基づく経費増額總調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めの件)

一、去る五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

物価問題等に関する特別委員会の拡充に関する

決議案(福田一君外五名提出)

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

輸出保険法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

一、去る一月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法律案(山田耻目君外四名提出、衆法第一号)

一、去る一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案(内閣提出

第一一号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 内閣委員会 付託

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

以上二件 法務委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

以上三件 通信委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十七年度特別会計予算總則第十条に基づく経費増額總調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めの件)

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

決算委員会 付託

おりである。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

地方行政委員会 付託

船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二八号)

運輸委員会 付託

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

内閣委員会 付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

社会労働委員会 付託

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

以上二件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る一月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法律案(山田耻目君外四名提出)

(議案撤回)

一、去る四日、内閣から、昭和四十八年十二月二十一日提出した次の議案を撤回する旨の申し出があった。

昭和四十七年度特別会計予算總則第十条に基づ

昭和四十九年二月七日 衆議院会議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

く経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

〔質問書提出〕

一、去る一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在宅投票制度に関する質問主意書(横山利秋君提出)

〔答弁書受領〕

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員横山利秋君提出在宅投票制度に関する質問に対する答弁書

在宅投票制度に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年一月二十四日

提出者 横山 利秋

衆議院議長 前尾繁三郎殿

在宅投票制度に関する質問主意書

日本国憲法は、「すべて国民は法の下に平等である」とし、国民の諸権利を保障しているが、中でも政治に参加する権利は基本的な権利として保障し、選挙権を国民固有の権利として認め、成年者による普通選挙を保障している。しかし、実際には選挙の度に投票所の入場券は交付されても在宅重度身体障害者、寝たきり病人、老人、難病等の人たちは、寝たきりで動けないため、その貴重な一票を行使することができないでいる。

例えば、昭和四十五年の厚生省の調査では、一

級障害者に該当する身体障害者は全国で約十五万五千人、二級該当者は二十二万五千人だといわれている。そのうち下肢および体幹障害等のため歩行が著しく困難である者は約十万人と推計されている。寝たきり老人(老人福祉法に基づくヘルパー派遣対象者数約三十六万人)をはじめ、全国で疾病、負傷等により現実にはこの貴重な権利を放棄せざるを得ない人々たちをも含めると膨大な数に上るものと思われる。

もともと在宅投票制度については、昭和二十五年の選挙法制定時において採用されていたが、選挙の公正の確保、投票の秘密の保持という点に問題が多く、悪用されやすいということで、昭和二十七年の改正で廃止された経緯がある。その後、国会においてもこの問題が度々論議され、特に昨年の第七十一回国会においては、予算委員会分科会および参議院の委員会においても取り上げられ、政府は幾度も前向きな検討を言明している。また、公職選挙法改正に関する調査特別委員会および本会議において、在宅投票制度復活に関する請願を採択の上内閣に送付すべきものと決している。

選挙の公正の確保、投票の秘密は、もとより万難を排しても保持されなければならないが、それは代理投票、不在者投票等すべての選挙制度を含めて確保されなければならない問題であつて、疾病、老衰、不具等のため、寝たきりであることをもつて実質的に選挙権の行使を不可能ならしめるよ

うなことは許されない。特に、身体障害者がこれに該当する場合は、疾病、負傷等の一時的な支障の場合と異なり、その権利の永久的はく奪にもひとしく、真にやむを得ざる事由によるものでない限り、選挙権の行使を可能ならしめる方法を講ずる必要がある。

政府は、本問題について前向きに検討すること、国会において約束しているが、近く参議院議員通常選挙も行われる予定であり、早急にこの問題について結論を出す必要があると考えられる。

よつて、次の事項について質問いたしたい。

一 昭和二十七年公職選挙法の一部を改正する際、在宅投票制度を廃止した事情ならびにそれは今日なお解決し得ない理由であるかどうかについて説明せられたい。また、この事情と現行の不在者投票制度との関係について説明せられたい。

二 在宅投票制度の対象者となる在宅重度身体障害者、寝たきり老人等の数は全国でどのくらいと考えられるか。

三 政府は、国会における言明を履行すべく在宅投票制度を参議院議員通常選挙に際して採用すべきであるか、どうか。この場合、いかなる方法によつて実行することが適当か、どうか。右質問する。

昭和四十九年二月一日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
衆議院議員横山利秋君提出在宅投票制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横山利秋君提出在宅投票制度に関する質問に対する答弁書

一 について  
在宅投票制度は、地方公共団体の選挙については昭和二十二年から、国会議員の選挙については昭和二十三年から設けられ、昭和二十七年に廃止されたものである。

廃止された理由は、その間に行われた選挙、特に昭和二十六年四月の統一地方選挙において、この制度に関連して多くの不正が行われ、数多くの選挙犯罪や選挙争訟が発生するに至つたため、この制度を存続させることは選挙の公正を確保する上から適当でないと判断されたためである。

不正の主な形態は、在宅投票の事由に該当するかどうかの証明段階での不正、投票用紙の請求段階における不正、投票の記載段階での不正等である。

以上の経緯にかんがみ、在宅投票制度を検討するに当たつては、現在においてもなお、選挙の公正の確保について周到な配慮を加えなければならぬと考えている。

なお、現行の不在者投票制度は、不在者投票管理者の管理する場所において立会人の立会い

の下で投票の記載を行うこととし、厳格な手続によつて公正の確保を図ることとしている。  
二及び三について

在宅投票制度については、現在鋭意検討を進めているところであるが、一で述べたような過去の経緯にもかんがみ、対象者についての認定方法をどうするか、投票用紙の請求、投票の記載等の段階での公正の確保をどうするか等の問題について十分確信が持てるものについて採りあげていく必要があると考えている。

したがつて、この制度を採用することとした場合における対象者数を確定的に示すことは、現段階においては困難である。

また、新しい制度を採用することとした場合にも、その実施に当たつては、事前の周知と準備のため十分な期間が必要であると考へてい  
る。  
右答弁する。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(内閣提出、第七十一回国会開法第六六号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与

について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とすること。  
2 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準と比較して必要な優遇措置が講じられなければならないこと。

3 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である2に定める教育職員の給与について、2に定める趣旨にのつとり、必要な勧告を行なわなければならないこと。

4 国は、2に定める教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。

5 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である2に定める教育職員について、遅くとも昭和四十九年一月一日から2に定める優遇措置の計画的実現のための給与の改善が行なわれるように必要な勧告をしなければならないこと。

6 この法律は、公布の日から施行すること。  
二 議案の可決理由

学校教育の重要性にかんがみ、すぐれた人材を確保して学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講ずるための特別措置を定めることは、時宜に適するものであると認め、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決す

べきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和四十八年十二月二十日

文教委員長 稻葉

修

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院会議録第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正  
一五 四五 危急性 危険性  
二五 四四 権護 擁護

衆議院会議録第八号(中正誤)

ベシ 段行 誤 正  
一七 三末七 新たな 新たに  
一八 二一八 すまれば ますれば  
一六 一 三 去十二月 去る十二月

衆議院会議録第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正  
二〇 四一 反対を 反対も  
二〇〇 四末五 平和 平和的  
二二 一末八 田中内閣とが 田中内閣と  
三三 三 一 経費費 一般経費

衆議院会議録第十号中正誤

ベシ 段行 誤 正  
二二三 四末三 農作物 農産物  
二四〇 二一〇 領金 預金  
二四三 二末三 一般と 一段と  
二四六 二一六 四二%の 四二%に  
二四八 二一九 安全 安定  
二四九 二 三 しよう しよう。  
二五 二 三六 不可決 不可欠

昭和四十九年二月七日 衆議院會議録第十一号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円  
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二一(大代)

二七〇